前 略 敬天新聞社である。貴殿にM&M投資事業有限責任組合およびE&D

投資事業有限責任組合・投資詐欺事件について公開質問する

う逃げ道があり、 中田に質問状を送ってもキチンと答えるとは思えな この件が投資詐欺事件として公に事件化しても、 善意の弁護士として刑事・民事の責任回避ができる。 弁護士中田には貴殿とは違

すうす感づいているはず。 反対に貴殿は、 のちのち矢面に立たされ集中砲火を浴びるであろうコトをう

貴殿に 殿個人の考えの相違点を確認することがE&D投資詐欺被害者への一番の救済 達を救済しようと考えているかを確認するため、そして中田やE&D側と、 になると考え、 そこで本紙は、 (中田やE&Dの者どもとは関係なく) どのように投資詐欺被害者の人 貴殿のみに公開質問状を送付した。 「加害者E&D投資事業有限責任組合側 の代理人」 として 貴 \mathcal{O}

心し ように貴殿らに 被害者の方々も本紙サイトを注目している。 として事実を逐一情報公開した方が本当の解決、 他の未公開株投資詐欺や出資金詐欺の被害者と同様、 「被害者の救済を考えて」本紙サイトを通じて「公開質問に対する返答」 『情報遮断』されたまま言いなりになるより、 よって詐欺被害者の方々が、 被害救済へと向かうはず。 E & D投資詐欺事件の 貴殿だけでも改

成殿に公開質問状を送付した理由だ。 トライネオスコンサルティング桃井の言葉で以下の質問にお答え願いたい 以上が、 被害者から委任を受け、本当は詐欺被害者のために動かねばならぬはずの 中田やE&Dではなく、 トライネオスコンサルティング代表桃井朋 中田やE&D投資組合幹部の言葉ではな

公開質問状

金詐欺事件の全貌について。 (一) E&D投資事業有限責任組合およびM&M投資事業有限責任組合の出資

《質問》 する者の行為として横暴きわまりない怠惰さである。 とアバウトな数字しか公表しない。これは法的な知識のない債権者の代理を ていると言うわりに「被害者数、一○○○名超、被害総額、 トライネオスコンサルティングは被害者から協力金まで募り、 現段階 (九月末)で、 以前の調査より少しは進捗があったのか? 一〇〇億円超」 鋭意調査し

欺被害額計算」はたやすいはず。 《質問》進捗があったなら、被害者からの「預り証」確認をしているはずで「詐 現時点の被害総額を説明して欲しい。

者救済の委任を受け、さらに詐欺被害者から「債権回収」の委任を受けて詐 (二)トライネオスコンサルティングはE&D投資事業有限責任組合から被害

済をするのが建前である。 欺加害者であるジャルコ林ほか詐欺師どもを探し、 出資金を回収し被害者救

詐欺加害者の住所氏名を知らせないのはなぜか? それなのに債権回収の依頼者=債権者である詐欺被害者達に、 回収対象の

などという仮定は現実には起きない。「虚言・詭弁」である。 詐欺師の住所を被害者に教えると一部債権者が先走り回収に支障をきたす、 「詐欺師の住所を教えると回収が困難になる」という言い訳は通用しな

になった」 れている。 M &MおよびE&D投資事業有限責任組合の投資詐欺被害者は情報遮断さ という「事実」はない。 過去を遡って、 日本国内で「詐欺師の住所を公開して回収が困難

うことは貴殿らもわかっているはずだ。 でさえ、 コミだけで被害者の人達が 他のどんな大型詐欺事件でも小口出資詐欺事件でも、 今までの投資詐欺事件では、 それがトラブルになったのは (代理人が誠実でさえあれば) 大人しく従うだろ マスコミにより加害者の行方が判明してから 「豊田商事社長殺害事件」 動くのは警察とマス くらいだ。

ているのだろうが。 句も言わず大人しく従い続けることを見越して、 だから、 逆に、 「加害者と直接は会わせない」 といっても、 現被害者達を仕切ろうとし 被害者らは文

師が逃亡する」などという詭弁もある。 V (1 わけとして 「詐欺師 の住所氏名を債権者に教えたことがばれると詐欺

住所がバレようがバレなかろうが、 被害者の目の前にきて詫びもせぬ人間が、このさき逃げるか逃げないかなど、 しかし (トライネオスと中田が債権者をブロ 大差がない。 ックしているため) 事実上、

する正当事由にあたらない。 つまり、 「詐欺師の逃亡を防ぐため」という詭弁も詐欺師達の情報を秘匿

段階では禁止です」というル 被害者達に詐欺師達の情報を全て公開した上で「詐欺師への直接回収は現 ールを決めるならまだましだ。

を来たす」などと平気で言える「残酷な神経」を疑問に思わざるをえな 想像するしかない被害者達に「詐欺師の住所指名を教えると債権回収に支障 しかしすべて非公開にし、 出資した詐欺被害金が日々目減りし続け のを

業有限責任組合の被害者達は、 を、詭弁・時間稼ぎ、としかとらえていないはずだ。 本件の詐欺被害者達は、 貴殿らE&D投資事業有限責任組合の行為や言動 従順に従いつつも不満が募らせている。 だからこのE&D投資事

をする羽目になるだろう。 そのあたりの被害者心理も読めずに、 とタカを括っていると、 よって、 質問する。 詐欺師の胴元よりも誰よりも貴殿が損 なんでもいうことを聴くまぬけな被

どという詭弁は、 《質問》 適った正当な理由を述べよ? るはずの出資詐欺師達の詳細を、 「ジャルコ・林恒夫」ほか、 この公開質問状を被害者らが読んだ時点で「詭弁」だと理 (前記のような なぜ、被害者の人達に伝えない 詐欺をはたらいたと貴殿らも公言してい 「債権回収に支障をきたす」な 理に



《質問》 明確で「具体的」な経営状況、 投資詐欺の首謀者であるジャルコ・林恒夫の、 資産状況を説明していただきたい。 最低限の会社情報や、

《質問》 個々の詐欺師らの正式な氏名住所、 そして関連性を正確に公表せよ。

者の人から、 を徴収することさえおかしな話である。 (三) トライネオスコンサルティングは協力金を募っているが、 加害者(E&D投資事業有限責任組合)側が、 弁護士費用など 詐欺の被害

であるのに、このうえ協力金などという名目で募金という金集め行為を行

明せよ。 者からどれだけ募金を聴取し、 《質問》トライネオスコンサルティングはE&D投資事業有限責任組合の被害 金額を公表し、 金集めの対価として、 募金者が納得のいく説明をするべきだ。 横領などしてない証として、 なにに使っているのか?現時点での詳細を説 よって、 全て募金者と募 質問する。

ネイル関係の備品は売却出来る。 (四)大阪市中央区「ネイルエミコ」の無償譲渡は債権回収の妨害行為である。 ネイルエミコのサロン物件解約のさいには、 契約敷金の一部が返却され、

な債権であった でさえ必要とするニーズが大きく、 般的に、 ネイル事業に使用されていた器具などは、 即時に売却可能な債権回収にとって重要 ネットオークション

無償譲渡を受けた相手は相当の利益に預かるはずである。 報告している。また、ネイルエミコの無償譲渡の相手先さえ知らせていない。 ミコの無償譲渡理由は賃貸物件の解約金・備品 しかし、 トライネオスコンサルティングではその事実を隠し、 『廃棄金』 が掛かるから」と 「ネイルエ

無関係な相手に有益な資産動産を無償譲渡したとすれば、 それによってう

べかりし債権者達の利益を阻害したこととなる。今すぐ無償譲渡契約を破棄 優勝譲渡に応じる相手に売却し損害金の一部にあてるべきだ。

事件以外にも法的問題が出てくると思われる。 利益となるべきものを特定の債権者にだけ利益供与するというのはこの詐欺 した」という方が現実には即しているが、 また無関係ではなく、「債権債務のあった相手に債務のカタとして無償譲渡 これであれば多数の詐欺被害者の

これらにつき質問。 定債権者にだけ利益供与させるのは横領したことにも等しいのではないか? すなわち本来ならE&D投資詐欺被害者らの共有財産とすべきものを、 特

《質問》ネイルエミコ無償譲渡は、 匿ではないのか? 債権回収逃れ、差し押さえ逃れの資産隠

《質問》ネイルエミコを無償譲渡した相手と譲渡相手との取引経緯から詳細に 説明せよ。

《質問》債権者のことを考えればネイルエミコのネイルエステ用備品類は回収

《質問》 無償で義務さえないのはおかしい)と思うが貴殿はどうか? 者の方々へ譲渡後の詳細を報告させるくらいの義務はもたせるべき(すべて エステ用品や契約敷金に関し、 無償譲渡した相手から、 E&D被害

坂口の資産を現金化し被害金返済にあてる」といっているはずだ。 詐欺事件の被害者であり、債権回収を委任した大元の「債権者」達に「永山・ 五 トライネオスはE&D投資事業有限責任組合の代理として、 この投資

は、 あるべきなのだ。 や坂口の資産をもって詐欺被害の弁済をする義務」を負っているという点で つまりトライネオスは最終的な債権者である、この詐欺被害者達に 債権者と同列ではなく、 債権者と果たす義務のある債務者という構図で 「永山

ところが債権者が永山や坂口の資産状況を確認しようとしても貴殿・トラ

あらわれに思える。そこで質問。 永山らを守るため貴殿が防波堤の役割になっているだけ、 イネオスコンサルティングはまだ把握していないという。 時間稼的な意識の これは最初から、

保険資産などの細かいものはもとより、マンションや車両などのちょっと調 《質問》今のこの九月末の時点でさえ永山らの資産状況、 もりがないのではないか? べればわかるものさえ調査していないのは、 最初から被害者らに報告するつ つまり銀行預金や

《質問》それとも本紙の情報に数日のタイムラグがあって、 資産はなんであるか? たとでも言うのなら、それを具体的に公表していただきたい。 最近やっと調べ 永山や坂口の

は不適切で不当である。過去の最高裁の判例より、 **公** 『被害金計算書』 に関して。 *出資金 - 配当金=被害金額、とあるがこれ 詐欺事件に不法原因給付

金をちょろまかそうとする。 に誰かが声を大にして言わないと貴殿らは平気で嘘をつき、 営陣やその代理の弁護士中田、 が貴殿らM 論が適用されることは弁護士・ &M投資事業有限責任組合および E&D投資事業有限責任組合経 中田がわかっているはずではないのか?本紙 トライネオス桃井を許せない ありあまる投資 のは、 このよう

ると考える。 欺事件の被害救済と事実究明において、 切らせておいてい ころから平気で嘘をついている。そんなゴマカシをする人間に被害者達を仕 合投資詐欺の被害者の皆さんに告知しなければ、 の手の詐欺事件での常識ではないか?本紙がこの公開質問状をインターネッ トで公表し、 不法原因給付により払った配当は、 そこで最後の質問をする。 M &M投資事業有限責任組合およびE&D投資事業有限責任組 いはずがな い。 正に本紙のこの公開質問状は、 「出資金から差し引かない」 有意義であり、 こんな 意味のあるものであ 「基本の基本」 この投資詐 0) は、 のと ح

《質問》 開説明」 り既に払われた配当金を、 この、 せよ。 本来なら出資金から差し引かなくてもい もし、 知らなかったというのなら辞任すべきである。 出資金から差し引いたこの計算方法の根拠を い不法原因給付によ 公公

以上。今回、貴殿ら「E&D投資事業有限責任組合投資詐欺加害者サイド」

の行いで明らかにおかしいと思われる点を公開質問した。

本公開質問状は、 回答をいただいてもいただかなくても十月六日を目処に

インターネット上にアップロードする予定だ。回答はファックスでも郵送で

も電話でもかまわない。

回答をするのに熟考を要するというのであれば、その旨を連絡いた

だきたい。

の更に疑惑に感じる点をおって公開質問させていただく。 ついて不審に思われる点と、このE&D投資事業有限責任組合投資詐欺事件 また、十月六日以降は貴殿、 トライネオスコンサルティングの業務一般に

平成二十年九月二十六日

敬天新聞社

トライネオスコンサルティング
桃井朋成殿